

平成18年4月7日

各地方厚生局指導・監査部門 御中  
各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
許可管理係

### 登録免許税の取扱等について

医薬品、医療機器等につきまして登録免許税に係る課長通知が発出されましたが、地方厚生局長許可の製造業と厚生労働大臣認定の外國製造業者の新規及び区分追加に係る国税であり（更新と区分変更は手数料のまま。なお、機構の手数料は変更なし）、知事許可に係るものは該当いたしません。法的にも実質にも都道府県に委託していますが、薬事法上国が行うとされており、国が行う場合について製造販売業等も規定したものです。

都道府県が関与するのは、地方厚生局の許可を受理していただく場合と、受理済みで経過措置の期間を過ぎたものに対する課税に係る事務であり、おって来週中までには事務取扱について事務連絡を発出する予定です。

なお、輸出証明通知案については、先般各都道府県にお渡ししたものから若干変更があり、局内審査に時間がかかるてしまい、早くとも2週間ほど実施を遅らせることとなりましたので取り急ぎお知らせいたします。